

平成 27 年度後期（第 3 期）官民協働海外留学支援制度
～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～ 地域人材コース
「おかやま若者グローバルチャレンジ応援事業」
募 集 要 項

岡山県内の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成するおかやま若者グローバルチャレンジ応援地域協議会では、平成 27 年度後期（第 3 期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」の派遣留学生となる学生を募集します。

<官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～について>

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～（以下「本制度」という。）は、平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」に基づき、官民が協力して海外留学を支援するために創設された「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業からの支援により、独立行政法人日本学生支援機構が、“産業界を中心に社会で求められる人材”、“世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材”の育成という観点から支援するのにふさわしい学生を募集し、奨学金等を支給する制度です。

本制度は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在籍する日本人学生等に対し、諸外国への留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に行う研修の提供、及び留学後の継続的な学習や交流の場としての留学生のネットワークの提供を行います。

本制度では、「日本再興戦略」や産業界の意向を踏まえ、実践的な学びを焦点に、自然科学系分野、複合・融合分野における留学、新興国への留学、諸外国におけるトップレベルの大学等への留学、将来日本の各地域で活躍することを希望し留学する学生であって、人物に優れ、かつ、経済的支援が必要である学生を支援します。また、学生の海外留学を促進するという観点から、各領域でリーダーシップを発揮する多様な人材を支援すると同時に、支援を受けた学生が留学の前後を通じて留学の意義や成果を積極的に発信等することで、海外留学の機運を高めることを目的としています。

申請コース等の詳細については、本制度の募集要項（別添）及び以下のウェブサイトを参照してください。

- ・トビタテ！留学 JAPAN ウェブサイト：<http://www.tobitate.mext.go.jp/index.html>
- ・日本代表プログラムウェブサイト：<https://tobitate.jasso.go.jp/>

<「地域人材コース」について>

地域人材コース（以下「本コース」という。）は、海外留学と地域企業等でのインターンシップを組み合わせた地域独自のプログラムを通じて、地域の活性化に貢献し、地域に定着す

る意欲のあるグローバル人材（グローバル人材）の育成を目的としています。プログラムの企画・運営等は、地域の企業、地方公共団体、高等教育機関等により構成されるコンソーシアム（地域協議会）が主体となって行います。したがって、本コースの対象となる学生の要件、プログラムの内容、募集・選考方法等は地域（都道府県、政令指定都市又は中核市）の産学官が連携して実施する「地域事業」ごとに異なります。

日本学生支援機構は、採択された地域事業への立ち上げ支援として、地域の資金拠出額に応じて、学生に対する奨学金等及び地域において本プログラムを運営するための資金の一部を支援します。

また、本コースで採用された学生は、「日本代表プログラム」の派遣留学生として、本制度の学生コミュニティや日本代表プログラムで実施する事前事後研修等に参加することになります。

本募集要項は、岡山県内の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成するおかやま若者グローバルチャレンジ応援地域協議会（以下「本協議会」という。）が実施するおかやま若者グローバルチャレンジ応援事業（以下「本事業」という。）で募集する派遣留学生の要件やプログラムの内容等を定めたものです。

記

1. 趣旨

本事業は、産学官の本協議会が主体となり、県内大学生等に実践的な海外留学及び県内企業でのインターンシップの機会を提供するものです。本県の企業は特色ある産業、技術、素材等を有していますが、継続的に発展、成長するためには、海外市場への展開など一層のグローバル化が求められています。そこで、本事業を通じて、地域社会が求めるチャレンジ精神や行動力等を備え持つ骨太のグローバル人材を育成するとともに、地域への貢献や愛着心を醸成し、地域への定着に繋がります。

2. 事業の概要

本事業は、県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校に在籍する学生に対し、海外の留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給するものであり、海外留学及び県内企業でのインターンシップを組み合わせたプログラムで構成します。

本事業により支援する留学は、海外の教育機関での学修活動だけでなく、海外での実践活動を行うことにより、多様な経験と自ら考え行動するものとします。また、県内企業でのインターンシップを行い、企業について理解し、地域への貢献や愛着心を醸成します。さらに、留学及びインターンシップの質を高めるために、留学及びインターンシップ前後で研修（以下、「事前・事後研修」）を行います。

3. 求める人材像

本事業では次のような人材を支援します。

- (1) 日本人学生等であって、将来のグローバルリーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身につけようという意欲を有する人材
 - ・世界の人々との交流を通じた経験から学ぼうとする意欲
 - ・社会のために貢献したいという高い志
 - ・自らの志を具体化するための思考力と行動力
 - ・失敗から試行錯誤しながらも挑戦し続ける強い精神力
 - ・様々なことに好奇心、探究心を有し、未知の領域に対しても果敢に挑戦する姿勢
 - ・集団活動においてイニシアティブをとり、周囲を巻き込む能力
- (2) 世界で活躍したいという意欲、又は日本において日本の良さ、地域の良さを世界に発信し、日本から世界に貢献したいという意欲を有する人材
- (3) 本制度で実施する事前・事後研修や留学生ネットワーク等における教育課題や本制度における諸活動（独自の情報システムを通じた企業や学生等との交流、留学活動の内容や成果を広く社会に発信する活動等）に主体的に参画する人材
- (4) 県内企業等に就職する等、本県の発展に貢献することを希望する人材

4. 定義

この要項において、「派遣留学生」とは、岡山県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、（以下「在籍大学等」という。）に在籍する学生で本制度により奨学金等の支援を受ける学生をいいます。

5. 支援の対象

- (1) プログラムの内容

<地域独自プログラム>

- ① 対象となる分野

自動車・航空産業、新エネルギー、医療福祉機器、観光産業、バイオ、食品、6次産業化・農商工連携による事業や人文科学、社会科学など、学生が在籍大学等で学んでいる分野

- ② 事前オリエンテーション

プログラムの趣旨を理解し、留学のための知識やインターンシップの心構えを習得するため、事前オリエンテーションに参加

※平成27年7月頃の1日

③ 留学プログラム

留学地域は問わない。在籍大学等の大学間協定等に基づく、単位認定等を含む学修活動の一環となるものであり、大学での学修、及び「岡山の認知度向上」をキーワードに将来を見据えた自身のテーマに基づく実践活動とし、本県の持つ特色ある産業、技術、素材等について、海外で認知度を向上させるための方策を学生自らが提案

※留学期間3ヶ月以上1年以内とし、平成27年9月1日から順次、開始

④ 事前・事後インターンシップ

20日程度の実践的なインターンシップを実施（連続でなくても可。事前インターンシップを1日程度、事後インターンシップを重視）。派遣留学生選考後、地域コーディネーターのアドバイスにより、インターンシップ先を決定。事前インターンシップにより、受入企業と留学先での実践活動等について意見交換。帰国後は、事後インターンシップにより、受入企業において、留学の活動報告、研究成果・提案等の報告、実践的な業務を体験

⑤ 事後報告会

本事業終了後、留学先での活動成果及びインターンシップの体験を発表する事後報告会に参加

※平成28年1月頃の1日（予定）、年1～2回開催

<日本代表プログラム>

事前及び事後研修（参加可能な時期で各1回参加。開催場所は関東及び関西を予定。）

※平成27年7月下旬～8月中旬、12月上旬（予定）に実施

(2) 留学計画の申請要件

支援の対象とする留学計画は次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- ① 平成27年9月1日から平成28年3月31日までの間に諸外国において留学が開始される計画。ただし、留学開始前に日本で開催される事前研修に参加できる計画に限る。
- ② 諸外国における留学期間が3ヶ月以上1年以内の計画。
- ③ 留学先における受入れ機関（以下「留学先機関」という。）が存在している計画。
- ④ 在籍大学等の大学間協定等に基づく単位認定等を含む学修活動が含まれている計画。
- ⑤ 実践活動が含まれている計画。

※留学期間とは、実際の授業や実習の開始日から終了日までの期間のことであり、渡航及び帰国にかかる期間は留学期間に含まれません。

※語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。

※留学先機関との接触状況を証明する書類等の提出は必須ではありません。

6. 派遣留学生の選考における審査の観点

- ① 学修及び実践活動の達成目標が適切に設定されていること。
- ② 留学において得た成果を将来的に地域内で活用するビジョンを有していること。
- ③ 必要となる語学力が学修及び実践活動を実施するために適切な水準を満たしていること。
- ④ 本制度の留学により、卒業に必要な単位の取得に支障をきたさないこと。

7. 支援の内容（詳細は「別紙1」参照）

派遣留学生には、奨学金、留学準備金及び授業料（以下「奨学金等」という。）が支給されます。

(1) 奨学金等の内訳

1) 奨学金月額：

指定都市	200,000 円
甲地区	160,000 円（北米、欧州、中近東（一部地域を除く））
乙地区	140,000 円（指定都市、甲地区、丙地区以外）
丙地区	120,000 円（アジア（一部地域を除く）、中南米、アフリカ）

2) 留学準備金：

① 事前・事後研修等参加費

- ・事前・事後研修（日本代表プログラム）参加のための国内旅費の一部

※事前・事後研修は2地区（関東・関西）で開催予定です。開催時期、参加会場については、在籍大学等及び本人宛てに別途通知します。

※別紙2のとおり参加費を支給します。

② 往復渡航費の一部

本制度による留学のための渡航・帰国のため旅費の一部

アジア地域	100,000 円
上記以外の地域	200,000 円

※他団体等から渡航・帰国にかかる支援を受ける場合は、往復渡航費は支給されません。

3) 授業料：

留学先機関における授業料相当額（学費・登録料）

1年以内の留学	上限 300,000 円
---------	--------------

※学生交流に関する協定等により、留学先機関において授業料不徴収又は全額免除となっている場合は支給されません。授業料一部免除の場合は、授業料から免除分を除いた差額が支給対象となります。

※海外の留学先機関が本人宛てに発行した請求書をもって授業料相当額を支払います。ただし、大学間交流協定に基づく交換留学による場合で、留学先機関から在籍大学等宛てに請求があり、その請求に基づき在籍大学等から本人宛てに請求を行う場合は、その請求書に基づき授業料相当額を支払います。

※授業料相当額（学費・登録料）が明確に区分できない場合は支給されません。

※宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学斡旋（あっせん）業者手数料は授業料相当額に含みません。

(2) 奨学金の支給基準

留学開始月と留学終了月以外の期間は、月額支給とします。

留学開始月及び留学終了月については、それぞれの月の留学日数の計によって、下記のとおり支給されます。

留学日数計	開始月	終了月
15日未満	×	×
15日以上 45日未満	○	×
45日以上	○	○

(3) 奨学金等の支給方法

派遣留学生への奨学金等の支給は在籍大学等を通じて行います。

留学期間中は、奨学金を受給のために、毎月、「月次留学計画進捗報告書兼在籍確認証明書」を在籍大学等に提出し、前月の学修活動と留学先機関での在籍の確認を報告する必要がありますので、在籍大学等との連絡を密にできるようにしてください。事務手続等の詳細は追って別文書にて案内します。

8. 支援予定人数

計画人数：10名以内（予定）

※実際の支援人数は、応募・審査の状況等により変動します。

9. 派遣留学生の要件

本制度で支援する派遣留学生とは、日本国籍を有する学生又は日本への永住が許可されている学生で、次の(1)～(10)に掲げる要件を全て満たす学生になります。

- (1) 本制度で実施する事前・事後研修及び留学生ネットワーク（支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する学生
- (2) 岡山県内の在籍大学等において、学位取得を目的とした課程に在籍する学生
- (3) 岡山県内の在籍大学等が派遣を許可し、留学先機関が受入れを許可する学生
- (4) 日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生
- (5) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生
- (6) 留学終了後、岡山県内の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生
- (7) 平成27年4月1日現在の年齢が30歳以下である学生
- (8) インターンシップ等での報酬等を受ける場合は、その平均月額が、本制度による奨学金の支給月額を超えない学生
- (9) 本制度の第1、2期派遣留学生でない学生
- (10) 本制度の平成27年度後期（第3期）の他の申請コース（①自然科学系、複合・融合系人材コース、②新興国コース、③世界トップレベル大学等コース、④多様性人材コース）に応募していない学生（既にも上記4コースのいずれかに応募しており、本コースへの応募を希望する学生は、上記4コースの応募を取り下げることが可能）

※他団体等から留学に関する奨学金を受ける場合、本制度の奨学金との併給はできません。

※日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）との併給はできません。

※日本学生支援機構が実施する第一種奨学金の貸与を受けている者は本制度の奨学金と併給が可能ですが、休止を希望する場合、在籍大学の担当部署にて手続きを行ってください。

10. 派遣留学生を支援することができる在籍大学等の要件

派遣留学生を支援することができる在籍大学等は、次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たす必要があります。不明な点があれば、在籍大学等の留学生担当部署等に確認してください。

- (1) 留学中の派遣留学生の学修・実践活動状況を適切に管理する体制がとられていること。
- (2) 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること。
- (3) 派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。

11. 応募学生申請書類の作成及び提出

応募学生は、下記(1)で示した岡山県産業振興財団ホームページ「おかやま若者グローバルチャレンジ応援事業」から、(2)に定める応募学生作成書類の様式をダウンロードして作成し、在籍大学等に提出してください。

なお、申請される留学計画は在籍大学等により学修活動として認められる必要がありますので、在籍大学等の留学生担当部署等に相談の上、作成を進めてください。

- (1) 岡山県産業振興財団ホームページ

<http://www.optic.or.jp/>

- (2) 応募学生申請書類

- ①平成 27 年度後期（第 3 期）官民協働海外留学支援制度留学計画書〈岡山県〉
（様式 1） … 1 部
- ②留学先機関の受入れ許可証等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し … 1 部
- ※②については、申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。
- ※①②については、紙媒体に加え、電子媒体も併せて提出してください。

- (3) 在籍大学等への提出期限

平成 27 年 4 月 30 日（木）

※申請書類（紙媒体）は全て A4 サイズに統一して作成してください。

※申請書類（紙媒体・電子媒体）は日本語表記としてください。

※電子媒体に関しては、1 ファイル当たりデータ量を 2 MB 以内におさえて作成してください。

※申請書類（紙媒体・電子媒体）の作成に当たっては、様式等を参照の上、作成してください。

欠落（不足）や記入漏れ等があった場合は、審査の対象とならない場合があります。

12. 申請書類の提出から支援までの流れ（予定）

- (1) 在籍大学等への提出期限：平成 27 年 4 月 30 日（木）
- (2) 本協議会（事務局：産業振興財団）への提出期限：平成 27 年 5 月 11 日（月）
- (3) 審査：1 次審査 5 月下旬、2 次審査 6 月初中旬
- (4) 各審査の結果通知：1 次審査 5 月末、2 次審査 6 月末
- (5) 事前オリエンテーション（地域）：平成 27 年 7 月頃
- (6) 事前研修（全国）：平成 27 年 7 月下旬から 8 月中旬
- (7) インターンシップ（地域）：平成 27 年 8 月以降
- (8) 海外留学：平成 27 年 9 月 1 日から順次
- (9) 事後インターンシップ（地域）：海外留学終了後から順次
- (10) 事後研修（全国）：平成 27 年 12 月上旬又は平成 28 年 3 月（予定）
- ※研修形態により変更の可能性あり
- (11) 事後報告会（地域）：平成 28 年 1 月頃、年 1～2 回開催 ※研修形態により変更の可能性あり

13. 留学状況報告書の提出

派遣留学生は、留学終了後に留学状況報告書を本協議会に提出する必要があります。提出様式、提出方法についての詳細は追って別文書にて案内します。

14. 留学計画等の変更

採用決定後に、在籍大学等、留学先機関、渡航先、天災、病気等のやむを得ない事情により、留学の時期や留学先機関等に変更が生じ、留学計画の内容及び支給月数に影響を及ぼすことが明らかになった場合、派遣留学生は在籍大学等を通じて速やかに本協議会に変更申請の手続きをとる必要があります。なお、変更にあたる支援額の増額変更は、原則として認められません。

※選考期間中に変更が生じた場合であっても、計画変更の手続きは採用決定後になります。

変更後の計画内容によっては、再審査の対象となり計画変更が承認されず、採用取消しになる場合もありますので御留意ください。

15. 採用取消し又は支援の打ち切り等

本協議会は、以下のような場合に、派遣留学生として採用後も派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項「5. (2) 留学計画の申請要件」「9. 派遣留学生の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 留学先機関において懲戒処分を受ける等留学の中止が適当であると認められた場合
- (3) 採択された留学計画内容に大幅な変更がある場合であって、再審査の結果不採択と判定された場合や、自己都合によりプログラムの途中で辞退する場合
- (4) 計画内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- (5) 学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないと本協議会が判断した場合

16. その他留意事項等

派遣留学生は、留学に当たって現地の安全情報に十分注意し、留学後も随時状況確認ができるよう、在籍大学等や留学先機関と連絡を密にするようにしてください。留学に関する情報収集の手段として、日本学生支援機構ホームページ等を活用できます。

[留学情報等照会先]

○独立行政法人日本学生支援機構

ホームページ http://www.jasso.go.jp/study_a/oversea_info.html

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター(海外安全担当)」の情報提供サービス等を活用してください。なお、留学先国(地域)の状況から安全な留学が困難と認められる場合は、派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。

また、渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください(海外に3か月以上滞在する場合は在留届の提出が義務付けられています)。

[海外安全情報等照会先]

○外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全担当）

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1（外務省庁舎内）

TEL：（代表）03-3580-3311（内線 2902、2903）

ホームページ http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

17. 障害のある学生について

障害のある学生で、本制度に申請するに当たり支援を希望する場合は事前に在籍大学等を通じて、本協議会に御相談ください。

18. 個人情報の取り扱いについて

本制度の募集や採用等に係り提出された個人情報は、本制度のために利用されます。この利用目的の適正な範囲において、日本学生支援機構、大学等教育機関、在外公館、行政機関、公益法人及び業務委託先等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

19. 在籍大学等からの照会先

※応募学生はすべて在籍大学等を通じて各手続及び質問等を行ってください。

○問い合わせ先

公益財団法人 岡山県産業振興財団

【平成 27 年 3 月 31 日まで】

経営支援部 中小企業支援課

電 話:086-286-9626

F A X:086-286-9627

【平成 27 年 4 月 1 日から】

総務部 情報支援・人材育成課

電 話:086-286-9661

F A X:086-286-9662

○住所

〒701-1221 岡山市北区芳賀 5301（テクノサポート岡山）

○メール

ryuugakusei@optic.or.jp

○受付時間

8:30～17:15（平日）